

# 令和 8 年度 加賀市営住宅入居申込みの手引き

(この手引きのお問合せ先)

加賀市建設部建築課 住宅グループ

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 41 番地

TEL (0761) 72-7936 (直通)

市営住宅の入居の申込みにあたっては、収入や住宅状況等、必要な条件があります。入居を希望する方は、この申込みの手引きをよくお読みいただき、申込資格や条件等を確認したうえで、申込みをしてください。

この入居申込みは、市営住宅に空きが生じたときに入居していただく方をあらかじめ登録し、入居のあっせん順位を決めるもので、申込み後、直ちに入居をお約束するものではありません。

※入居の申込みは、1 世帯につき 1 住宅です。複数の住宅を併せて申込むことはできませんので、希望住宅を特定して申込みをしてください。

## 申込み資格

### (1) 税料金等の滞納がないこと。

納期限が到来している税料金等の滞納がある場合は、入居申込みはできません。

### (2) 現在、住宅に困っていること。

自己所有の家をお持ちの方（共有名義を含む。ただし、土地は含まない）や、現在県営住宅や市営住宅などの公的な住宅に入居している方、家賃の滞納のある方、又は自己の責任（迷惑行為や家賃滞納）でアパート等の立ち退きを求められている方は、申込みはできません。

### (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

原則、兄弟姉妹や未成年者の家族では申込みできません。

なお、親族には、近く結婚する婚約者や事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含まれます（その旨を証明する書類が必要となります。）。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、単身で入居することができます。

- ① 60歳以上の方
- ② 身体障害者手帳（1級から4級まで）をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級から3級まで）をお持ちの方
- ④ 知的障害者で、療育手帳（A判定又はB判定）をお持ちの方
- ⑤ 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで、第1款症）をお持ちの方
- ⑥ DV法に規定する被害者で、石川県女性相談支援センターの一時保護等を終了した日から5年を経過していない方、又は同法の規定により裁判所がした退去命令等の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- ⑦ 生活保護を受けている方
- ⑧ 原爆認定者、海外からの引揚者で5年未満の方、ハンセン病療養所入所者等

また、家族を不自然な形で分割する世帯の入居申込みはできません。離婚調停中等特別の理由がなく夫婦が別居した世帯や世帯員以外の者を同居させるような世帯の申込みもできません。

- (4) 入居しようとする世帯員の月額合計所得額が、法令で定められた基準内であること。

市営住宅入居収入基準を参照してください。⇒（P4）

- (5) 連帯保証人がいること。

市内に住所があり、入居申込者の身元及び入居後の家賃等の保証ができ、収入（概ね200万円以上の収入）のある親族の方が適当です。ただし、市内に親族がおられない場合には、市外の方や親族以外の知人等でも結構です。

なお、実際に入居される時点で、連帯保証人の印鑑証明書及び課税証明書が必要となりますから、あらかじめ同意を得ておいてください。

- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないこと。

## 市営住宅の選択基準

- (1) 間取りによっては申し込みができない住宅がありますので、入居の受付をしている市営住宅一覧を参照してください。⇒(P10)
- (2) 入居は、申し込み登録順にあっせんします。母子家庭や障害者などの事由によるあっせん順位の優遇措置はありません。
- (3) 原則として階を指定しての申し込みはできません(1階希望など)。  
ただし、身体に障がいのある方など、特別な事情がある場合は、指定することができます。

## その他

- (1) 市営住宅では、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する盲導犬、介助犬及び、聴導犬以外の動物を飼うことはできません。現在、犬、猫等のペットを飼っている方は、入居までに知人に譲り渡す等、事前の準備をお願いします。
- (2) 入居の際には、家賃の3ヶ月分の敷金をお預かりします。
- (3) 毎月の家賃は口座振替による支払いを原則とします。
- (4) 市営住宅には、エレベーターが設置されていません。
- (5) 新川住宅、動橋住宅は、オール電化仕様です。ガス器具や石油器具の使用はできません。
- (6) 退去の際は、畳の表替え、障子及び襖の張替えを入居者の負担により行っていただきます。
- (7) 退去の際、施設や設備に、故意や過失による汚損(たばこの焼け焦げなど)や破損がある場合は、入居者の負担により修繕を行っていただきます。

市営住宅に入居を希望される方は、公営住宅法に基づき収入の計算を行い、収入基準を満たしていることが条件の一つになります。

計算方法は収入の種類によって異なりますので、収入のある方は別々に計算を行い、それぞれの所得を算出します。算出された所得額を合計した後に、該当する控除額を差し引いてください。これにより求められた金額を12か月で割った金額が世帯の月額合計所得額となります。

なお、生活保護法による扶助料、雇用保険金、遺族年金、障害福祉年金、仕送り等の非課税所得や退職金、不動産売買等による一時所得は含めません。

《基準》

- ・一般世帯・・・月額合計所得額 158,000円以下
- ・裁量階層対象世帯・・・月額合計所得額 214,000円以下

※ 裁量階層対象世帯とは

- ・申込者本人が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方からなる世帯
- ・身体障害者手帳（1級から4級まで）をお持ちの方がいる世帯
- ・小学校就学前の子どもがいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級から3級まで）をお持ちの方がいる世帯
- ・知的障害者で、療育手帳（A判定又はB判定）をお持ちの方がいる世帯
- ・戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで、第1款症）をお持ちの方がいる世帯
- ・原爆被爆者認定者、海外からの引揚者で5年未満の方、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯

給与所得の計算

給与所得とは、会社員やパート・アルバイト・事業専従者等の給与の収入を、所得の計算表に当てはめて算出した金額をいいます。勤務期間が1年間に満たない場合は、日割りや月割りで想定の間年所得を求め、所得の計算表に当てはめます。

年間総収入金額（Aとする）	計算式（＝年間給与所得金額）	
～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	A-550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	A÷4=B (千円未満の端数切捨て)	B×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		B×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9-1,100,000円	
8,500,000円～	A-1,950,000円	

【計算例】

- ・年間総収入金額が 3,599,999 円の場合

3,599,999 円 ÷ 4 = 899,999 円 ⇒ 899,000 円 (千円未満を切捨て)

899,000 円 × 2.8 - 80,000 円 = 2,437,200 円 (この金額が年間給与所得金額になります。)

- ・勤務期間が 1 年に満たなく、月の平均給与が 125,400 円の場合

125,400 円 × 12 か月 = 1,504,800 円

1,504,800 円 - 550,000 円 ⇒ 954,800 円 (この金額が年間給与所得金額になります。)

年金所得の計算

年金所得とは厚生年金や国民年金、恩給、各種共済年金等の所得です。これらの年金を下の表に当てはめて所得を算出します。

なお、法令により非課税とされている年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）は、所得として扱いません。

受給者の年齢	年間総収入金額 (A とする)	計算式 (二年間年金所得金額)		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		～1,000 万円	1,000 万円～ 2,000 万円以下	2,000 万円～
65 歳 未満の方	～ 1,299,999 円	A - 600,000 円	A - 500,000 円	A - 400,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円 ～	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円
65 歳 以上の方	～ 3,299,999 円	A - 1,100,000 円	A - 1,000,000 円	A - 900,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円 ～	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円

その他の所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得です。例えば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。これらの所得で申告をしている方は、確定申告書の所得金額を使用します。

## 控除対象者

月額合計所得を計算するときは、世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

「1.親族控除」は、単身者を除き、全ての世帯に該当します。2～7の控除は、あなたの世帯に特定扶養親族、老人扶養親族、老人控除対象配偶者、寡婦、ひとり親、障害者又は特別障害者がいる場合に、さらに該当する控除金額を差し引いてください。

区分	控除を受けられる方		控除金額 (1人につき)	備考
1.親族	住宅申込者本人以外の同居者及び所得税上の遠隔地扶養の対象になっている方		38万円	
2.特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の方。ただし、配偶者は除きます。		25万円	令和7年分は、平成15年1月2日から平成22年1月1日までの方となります。
3.老人扶養親族・老人控除対象配偶者	扶養親族又は控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方		10万円	令和7年分は、昭和31年1月1日以前の方となります。
4.寡婦（ひとり親を除く）	住宅申込者本人又は同居者で次の全てに該当する方 ① 配偶者と死別又は離婚してから婚姻していないか、配偶者の生死が3年以上不明であること。 ② 子以外の扶養家族があること。 ※配偶者と死別してから婚姻していない方や配偶者の生死が不明である方で、所得金額が500万円以下の方は扶養親族等がいなくても「寡婦」とされます。		27万円	その方の所得金額が27万円未満のときはその額となります。
5.ひとり親	婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明で、生計を一にする子を有する方		35万円	その方の所得金額が35万円未満のときはその額となります。
6.障害者	入居している方に障害がある世帯	普通障害者	27万円	同一の方が6及び7の控除を重複して受けることはできません。
7.特別障害者		特別障害者（1級又は2級の身体障害者）、重度の知的障害者	40万円	

※ 2～7の控除対象者は、所得税法上認定される方となります。  
令和3年1月1日より公営住宅法が改正されました。

**申込みの方法**

申込みの際には、加賀市営住宅入居申込書を提出してください。

記入に当たっては、次の事項にご留意のうえ記入例を参考にしてください。

提出書類	留意事項	
申込書	<p>(記入上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所欄：〇〇番地〇〇方〇〇アパート〇号室まで詳しく記入</li> <li>・世帯員欄：身体障害者手帳所持など各世帯員の参考事項を備考に記入</li> <li>・申込住宅名欄：入居を希望する住宅を特定し、記入           <ul style="list-style-type: none"> <li>※申込理由：現に住宅に困っている理由を詳しく記入</li> <li>※間取り指定：希望がある場合は記入 (世帯員の数によっては指定できない場合もあります)</li> <li>※階の指定：障害など特別な事由がある場合のみ記入</li> </ul> </li> <li>・確約書、同意書の調査承諾欄：この承諾により、通常必要とする添付書類を省略することはできません。承諾を強制するものではありませんが、承諾いただけない場合、入居者資格判定のために追加して書類等が必要となる場合は、あなたに提出をお願いすることになります。</li> </ul>	
添付書類	<p>住民票謄本 ※窓口課にて発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込者及び同居しようとする親族全員のもの ※別居扶養親族も必要です</li> <li>・世帯主との続柄記載があり、筆頭者および本籍の記載があるもの。</li> </ul>
	<p>課税証明書 ※税料金課にて発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度の課税証明書 ※R8.5.31までは令和7年度 ※乳幼児や学生等は除きます。 ※所得がない場合は「所得〇円」の課税証明書を提出してください。 ※未申告の場合は申告をしてください。</li> <li>・前年から転職(退職)した場合：退職証明書又は離職票(雇用保険受給資格者証)</li> <li>・中途転職(退職)で課税証明書の内容が現状に合わない場合：月別給与支払証明書又は採用関係証明書</li> <li>・年の途中より年金を受給した場合：年金証書の写し又は支払通知書</li> </ul>
	<p>市税等納付状況調査同意書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19歳以上の入居予定者が対象です。 ※市外に住所がある方は、別途住民登録地での証明が必要となります。</li> </ul>
	<p>その他必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者がいない場合や単身での入居の場合：戸籍謄本(窓口課で交付)</li> <li>・離婚調停中の場合：事件係属証明書(裁判所で交付)</li> <li>・婚約関係にある場合：婚約証明書(様式は建築課にあります)</li> <li>・内縁の場合：内縁関係証明書(様式は建築課にあります)</li> <li>・世帯員に障害者(身体、精神、知的)がいる場合：各手帳の写し</li> <li>・別居扶養親族がいる場合：遠隔地の健康保険受給者証の写し等</li> <li>・生活保護受給者：生活保護受給証明書(地域福祉課で交付)</li> <li>・DV被害者：石川県女性相談センターの証明書又は裁判所のDV被害者の保護命令決定書等 ※ その他事案によって必要となる書類があります。</li> </ul>



# 加賀市営住宅入居申込書（記入例）

申込者氏名	(ふりがな) <b>かが たろう</b>		電 話 番 号			
	<b>加賀 太郎</b>		自宅 携帯	<b>0761</b>	— <b>72</b> —	<b>1111</b> <b>090</b> — <b>0000</b> — <b>0000</b>
住 所	〒 <b>922</b> — <b>8622</b> <b>加賀市大聖寺南町ニ41番地</b> <b>大聖寺アパート1号室</b>					
申込者の世帯員	続柄	ふりがな 氏名	生年月日	勤務先（学校）名		備 考 ※申込者と住所が異なる場合は、住所を記入
	本人	<b>かが たろう 加賀 太郎</b>	昭 平 令 西曆 〇〇・〇〇・〇〇	<b>(株)〇〇商事</b>		
	妻	<b>かが はなこ 加賀 花子</b>	昭 平 令 西曆 〇〇・〇〇・〇〇	<b>無職</b>		<b>身体障害者手帳 3級所持</b>
	子	<b>かが じろう 加賀 次郎</b>	昭 平 令 西曆 〇〇・〇〇・〇〇	<b>〇〇小学校〇年</b>		
			昭 平 令 西曆 .			
			昭 平 令 西曆 .			

申込住宅名	住宅名	申込理由
	<b>〇〇住宅</b>	<b>現在住んでいるアパートは家賃が高く、仕事も不況で今後家賃の支払いが困難となるおそれがありますので、家賃の安い市営住宅への入居を希望しております。</b>
	間取り指定：	

加賀市営住宅に入居したいので、関係書類を添えて、連帯保証人連署の上申し込みます。

この申込書に偽りの記載があるときは、申込みを取り消されても不服は申し立てません。

なお、加賀市営住宅条例第6条に規定する入居者資格の判定に必要な事項について調査をされることに同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(宛先) 加賀市長

申込者 **加賀太郎**

---

連帯保証人（自署） **石川三朗**

現住居の状況	アパート・借家の別	室数	畳数	家賃月額	居住年月	世帯人員
	<b>〇〇アパート</b>	<b>3</b> 室	<b>15</b> 帖	<b>50,000</b> 円	<b>10</b> 年 か月	<b>3</b> 名

※裏面にも記入してください

## 確約書

(宛先) 加賀市長

(入居申込者)

住所 加賀市大聖寺南町二41番地

氏名 加賀 太郎

私は、市営住宅への入居を申し込むに当たり、私及び同居しようとする親族(入居決定後の同居親族を含む)は、暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)ではないことを確約します。また、暴力団員の該当性調査に同意します。

なお、このことが事実と相違する場合は、入居の決定及び入居決定後において使用許可を取り消されても異議はありません。

## 同意書

(宛先) 加賀市長

(入居申込者)

住所 加賀市大聖寺南町二41番地

氏名 加賀 太郎

私は、市営住宅への入居審査の際に、申込み資格である「持ち家がなく、自己の責任により住宅の立ち退きを求められていない」ことを確認するため、私の現住戸の管理者に対し、家賃の滞納等について、加賀市が調査することに同意します。

連帯保証人 (自署)	氏名		住所					
	石川 三郎		〒0000-0000 加賀市〇〇町〇〇丁目〇〇番地					
	生年月日	申込者との続柄	電話番号					
	昭平令西暦 〇〇・〇〇・〇〇	叔父	自宅	0761	-	〇〇	-	〇〇〇〇
			携帯	090	-	〇〇〇	-	〇〇〇〇
	勤務先等			年収				
	有限会社〇〇工業			約200万円				

添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 住民票謄本 (入居予定者全員が記載され、本籍・続柄記載に省略のないもの) ※窓口課に申請
	<input type="checkbox"/> (2) 課税証明書 (乳幼児、学生等を除き、入居予定者全員のもの) ※税料金課に申請
	<input type="checkbox"/> (3) 市税等納付状況調査同意書 (乳幼児、学生等を除き、入居予定者全員のもの)
	<input type="checkbox"/> (4) その他必要書類 (状況によっては必要となる場合があります。)
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (配偶者を欠く場合、単身者の入居の場合など)
	<input type="checkbox"/> 婚約証明書・身体障害者手帳等の写し・生活保護受給証明書・内縁関係証明書
	<input type="checkbox"/> その他 ( )

## 入居の受付をしている市営住宅

地区	住宅名	建設年度	戸数	構造	間取り			月額家賃(円) (最低家賃～最高家賃)	駐車場	浴室	トイレ
					単身	2人	3人以上				
大聖寺	新川住宅	H18, 19	30	木造 平屋建	1LDK	1LDK	1LDK	12,400 ~ 24,800	○	○	水洗
	大聖寺上福田町 ハ13番地	H18, 19, 20	20	木造 2階建	/	2LDK	2LDK 3LDK	18,000 ~ 42,100			
山代	山代住宅	H8, H11	48	中層耐火	2DK	2DK	2DK	19,100 ~ 46,800	○	○	水洗
	山代温泉 19の100番地17			4階建	3DK	3DK	3DK				
片山津	片山津住宅	H4	24	中層耐火	2DK	2DK	2DK	20,700 ~ 50,100	○	○	水洗
	片山津町 ク107番地			4階建	3DK	3DK	3DK				
片山津	篠原住宅	H5	16	中層耐火	2DK	2DK	2DK	19,900 ~ 48,900	○	○	水洗
	篠原町158番地			4階建	3DK	3DK	3DK				
動橋	動橋住宅	H28,29,30, R1	22	木造 平屋建	1LDK	1LDK	1LDK	13,600 ~ 27,800	○	○	水洗
	動橋町カ4番地1		6	木造 2階建	/	2LDK	2LDK	21,800 ~ 43,600			
山中	しらすぎ住宅	H1, 2, 4, 5, 9	48	中層耐火	2LDK	2LDK	2LDK	18,600 ~ 50,100	×	○	水洗
	山中温泉上原町 ハ100番地			4階建	3LDK	3LDK	3LDK				

### 【注意事項】

- 1 入居の際には、家賃3ヶ月分の敷金をお預かりします。
- 2 家賃は、入居世帯の所得、住宅の広さ、建設時からの経過年数、生活上の利便性等により算定されます。  
また、家賃とは別に、町費、共用部分（屋外の照明など）の電気代等の共益費がかかります。
- 3 家賃の額は、各住宅の最低家賃～最高家賃を示しています。全て世帯所得によって決定されます。
- 4 駐車場欄に○印のある住宅は、駐車場が整備されており、車庫証明書を交付することができます。  
ただし、1世帯1台に限ります。
- 5 模様替えをする場合は、事前に申請をして市長の承認を得てください。  
また、退去の際は、模様替えを行った部分はすべて入居者の負担で撤去していただきます。
- 6 町会、自治会のルールを守り、町会・自治会活動には積極的に参加協力してください。